

3 産労農水第 1224 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項及び東京都漁業調整規則第 12 条第 2 項第 5 号並びに同法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年漁期におけるとびうお流しまき網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間を別紙のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 3 年 11 月 12 日

東京都知事 小池百合子

(公印省略)

別 紙

とびうお流しまき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、とびうお流しまき網漁業とする。
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、嬭婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面）及び小笠原海域（嬭婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）のうち許可証に記載されている区域とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は、東京都島しょ部に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者とする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、周年とする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までとする。